

第百八十三回国会 参議院 総務委員会 会議録 第十号

平成二十五年五月二十三日(木曜日)
午後零時二十分開会

委員の異動

五月二十一日
辞任 有田 芳生君
補欠選任 吉川 沙織君

五月二十二日
辞任 山根 隆治君
補欠選任 谷 博之君

五月二十三日
辞任 宇都 隆史君
補欠選任 衛藤 晟一君

五月二十三日
辞任 熊谷 大君
補欠選任 山本 一太君

五月二十三日
辞任 吉川 博之君
補欠選任 山根 隆治君

五月二十三日
辞任 衛藤 晟一君
補欠選任 小川 敏夫君

五月二十三日
辞任 山本 一太君
補欠選任 青木 一彦君

五月二十三日
辞任 山根 隆治君
補欠選任 中原 八一君

五月二十三日
辞任 有田 芳生君
補欠選任 吉川 沙織君

五月二十三日
辞任 宇都 隆史君
補欠選任 衛藤 晟一君

五月二十三日
辞任 熊谷 大君
補欠選任 山本 一太君

五月二十三日
辞任 吉川 博之君
補欠選任 山根 隆治君

五月二十三日
辞任 衛藤 晟一君
補欠選任 小川 敏夫君

五月二十三日
辞任 山本 一太君
補欠選任 青木 一彦君

片山さつき君
金子原二郎君
小坂 憲次君
中原 八一君
二之湯 智君
寺田 典城君
主濱 了君
山下 芳生君
亀井亜紀子君
又市 征治君
片山虎之助君
森田 高君
新藤 義孝君
坂本 哲志君
北村 茂男君
塩見 政幸君

本日、の会議に付した案件
○地方公共団体情報システム機構法案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(松あきら君) ただいまから総務委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告をいたします。
本日までに、有田芳生君、宇都隆史君及び熊谷大君が委員を辞任され、その補欠として中原八一君、青木一彦君及び小川敏夫君が選任されました。

○委員長(松あきら君) この際、新藤総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。新藤総務大臣。
○国務大臣(新藤義孝君) 五月二十一日の参議院総務委員会における地方公共団体情報システム機構法案の審議において、主濱委員との質疑の中で、番号法案に係る個人情報情報の情報連携について答弁をいたしました。
これについては、番号法案において、行政機関間の情報連携の基盤として導入される情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携においては、個人情報カードの保有の有無にかかわらず、社会保障給付の支給等、申請を始めとする何らかの本人の関与があつて初めて行政機関が情報連携を行うこととなる、そういう趣旨で申し上げたものでございます。
以上、私の答弁の趣旨について補足をさせていただきます。ただきたいと存じます。

○委員長(松あきら君) 地方公共団体情報システム機構法案を議題といたします。
質疑のある方は順次御発言願います。――別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。
これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○主濱了君 生活の党の主演了であります。私は、地方公共団体情報システム機構法案に反対の立場から意見を申し上げます。
一九六〇年代に、政府は国民総背番号制の導入を目指しましたが、結局頓挫しております。頓挫した理由は様々あるかと思われませんが、この度提案のいわゆるマイナンバー制につきましても、次の問題点があり、反対せざるを得ません。
マイナンバーと各省庁が保管している個人情報

や法人のデータとの結び付けには、間違いがあつてはなりません。極めて重要な要素であるマイナンバーと個人や法人のデータの結び付けは、納税に関するデータや社会保障の給付に関するデータを保管している各省庁任せになつております。また、結び付けに間違いがないかのチェック体制も十分でないこと、すなわちマイナンバー制が構築されたとしても、人為的なミス等により正しくないデータがマイナンバーに結び付け可能性が有ること。

国民の利便性が強調されてはいますが、国民の利便性の向上の具体的内容が明確でないこと。加えて、マイナンバー制度で実現される利便性は果たして国民のニーズに沿つたものなのか、また、想定しているサービスだけで国民にとつて十分なのか、極めて疑問であること。むしろ、政府にとつて都合のいい利便性の向上を中心に構成されており、この代償として個人情報や法人情報が危険にさらされるおそれがあること。

システムの構築に当たっては、当面は納税、社会保障、災害の各分野に限定されたシステムですが、巨大なシステムであります。年金システムの開発の遅れや特許庁のシステム開発の失敗に見られるように、この巨大なシステムの構築が構想どおりできるのか、甚だ疑問であること。

先行している米国や韓国において、成り済みが顕在化しています。しかし、本制度において、成り済ましの防止やデータ漏えいに対する対策が十分であるとの確証が得られないこと。

マイナンバー制度については四十七都道府県で説明をしたしていますが、国民への説明は十分で、理解と納得は得られていないと感じられます。むしろ、本国会での議論をスタートとして、今後、さらに国民も一緒になつて議論を深め、国民の理解と納得を得る必要があると考えられる

こと。

マイナンバー制度のシステムの構築には多額の費用を要しますが、一方において、行政の効率化に關して定量的に示されていないこと。

以上の理由から、地方公共団体情報システム機構法案を含めて、この度のマイナンバー制度に反対をするものであります。

以上です。

○亀井亜紀子君 私は、みどりの風を代表し、地方公共団体情報システム機構法案について賛成の立場から討論を行います。

国家が国民に番号を振って情報管理するという構想は、かつて国民総背番号制度とやゆされ、社会のあらゆる分野でＩＴ化が進んだ現在であつても、国民感情として漠然とした不安があることは否定できません。それは、根本的に、情報管理の主体者が国民か民間かという違いによるもの、つまり、情報管理なのかサービス提供なのかという個々の受け止め方の問題と、国に対する信用の低さに由来していると思います。また、住基ネットのように、つながない、様子を見てからつなぐという選択肢が見当たらないことも不安材料の一つです。

当委員会では、諸外国で事例がある成り済ましの問題、情報漏えいやハッカー対策等、数々の懸念が表明されました。また、安全保障の観点から、システムは成長戦略の主軸、一大国家プロジェクトとして国産で構築すべきであり、外国資本に依存したシステムをつくるのであれば反対です。ＷＴＯに抵触しないよう知恵を絞る、海外技術はコンサルティング等、協役にとどめるよう強く要望いたします。

本来、当法案は更に審議を深めるべき案件、非常に重い法案であり、本日の採決は拙速であると思います。それでも私が賛成する理由は、みどりの風が歳入庁設置法案を提出しており、社会保障と税の分野に限って、つまりお金の流れの管理、個人所得の捕捉については番号を振って管理することに同意しているからです。

現在の社会は、正直者がばかを見る、つまり税も社会保険料も納めている者が滞納者の分を増税されて補うような構造になっています。社会保障に掛かる費用が増大する今、税と社会保障について実情を正確に把握することは必要だと思ひます。その意味で、マイナンバー法案だけが先行し歳入庁設置法案が審議されないのは問題であり、マイナンバーの導入は国の機構改革と並行して行われるべきです。現在の縦割り行政のままマイナンバーのシステムだけ構築しても、結局無駄遣いに終わるでしょう。

また、他分野への利用拡大については、三年ではマイナンバー制度の検証さえできませんから、当面見送るべきと考えます。医療分野への拡大や民間による利用については、更に問題が山積していると思います。

以上のとおり、この法案はいまだ不安材料を抱えており、総論賛成という立場から賛成するというのが正確なところとす。党議拘束のない我が党においては非常に懸念が強いことを申し添え、私の賛成討論といたします。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、地方公共団体情報システム機構法案に対する反対討論を行います。

本法案は、現在、住基ネットワークを管理運営している財団法人地方自治情報センターを衣替えして地方公共団体情報システム機構を設置するものであります。この機構は、住民基本台帳番号に基づいて個人の共通番号を生成する機関となるものです。機構の共通番号情報が総務省に設置される情報提供ネットワークシステムによって国や地方の行政機関に提供されることとなります。このように、機構は、共通番号制度に不可欠な基盤の運営を担うものです。

本法案と一体である番号法案は、国民一人一人に原則不変の個人番号を付番し、個人情報情報を容易に照合できる仕組みをつくるものです。個人のプライバシーが容易に集積され、プライバシーの侵害や成り済ましなどの犯罪が常態化するおそれがある。

あります。政府は、成り済まし犯罪などの対策として、利用範囲の限定、番号の変更などを挙げています。ところが、番号法案では、適用範囲の拡大が検討され、番号を変更しても、民間企業が保有するもので自動的に切り替わるものでもないことが審議を通じて明らかになりました。このように、犯罪などの対策は最初から空文化しているのではありません。

また、番号システムは、初期投資が三千億円という巨額プロジェクトであるにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないままです。さらに、共通番号で所得の把握が正確になるかのように言われています。しかし、民主党政権の大綱でも、番号を利用して事業所得などの把握には限界があるとされてきました。

一方、この制度は、税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないものであります。個人のプライバシーが関係のない第三者によって集積され、個人の人格まで丸裸にされる、その情報が売買されたり不正利用されるなど犯罪が多発する、この制度の導入によってそんな気味の悪い社会をつくっていくのではありませんか。

このように、番号制度には、憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねない重大な問題が含まれています。我が党は、個別分野での番号利用自体を否定するものではありませんが、今回の共通番号制度導入は将来に重大な禍根を残すものであります。

以上、指摘しましたように、番号法案と一体である本法案には反対であることを述べて、討論を終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。私は、社民民主党・護憲連合を代表して、地方公共団体情報システム機構法案に反対する立場から討論いたします。

マイナンバー法案は、国民総背番号制になるという批判を浴びて、何度か出たは消えた経緯があります。旧政権の法案も、政府、独法や自治体の

持つ個人のあらゆるデータを結合し、全ての官庁が本人の承諾なしに利用できるもので、私は、昨年三月、本委員会でも事例を述べ、個人の権利全般にわたる重大な危惧を述べました。

ところが、今国会の新マイナンバー法案は、それに加えて、三年後には安倍総理の言う企業が一番活動しやすい国づくりに開放する。個人の病歴、財産、職歴などを侵害危険が一層強まるものであります。この情報システム機構法案は、その媒体として国民に個人ナンバーを振らせ、他のデータと結合できるシステム機構を自治体の責任でつくらせる法案ですから、以下の理由から反対をいたします。

第一に、強制加入であり、脱退もできない点です。アメリカのＳＳＮはオプトアウト方式で犯罪が多発し、個別ナンバーの分離へ向かつています。日本のマイナンバーは、政府が個人の承諾なしに取っているいろいろなデータとつなぐ言わば強制インシステムで、個人はオプトアウトする自由すらありません。

第二に、漏えいの危険と企業等の利用についてです。自治体を持つ個人のデータの漏えいについては、どこの機関も全貌を把握していません。政府と独法の保有するデータは、総務省報告で年に三十四万ファイル、つまり私の推計で三百四十万人分が漏えいしている可能性があります。民間の漏えいは、消費者庁の把握だけで年に一千八百八十四万人分以上です。企業は既に膨大な個人のデータを蓄積しています。これをマイナンバーで確認すれば、税金や社会保険からの職歴や病歴など精密で完璧になり、営利目的に利用されます。経済産業省がガイドラインを研究していますが、それは企業が悪用だとの批判にしり込みせぬよう利用を励ますための内容だそうす。さらに、悪用や犯罪です。企業といつても会社とは限らず、電子的な成り済ましやおれおれ詐欺、名誉毀損などに使われる道を開きかねません。

第三に、低所得者への給付付き税額控除をやるためにマイナンバーが必要という話でしたが、今

や全く聞こえてきません。暫定的に簡素な給付金制度を取るマイナンバーは必要ないし、消費税緩和対策上、二〇一四年にも二〇一六年にも間に合いません。国民を惑わす宣伝はやめて、やるなら高額所得の把握、税制の公平に限定したシステムをつくるべきです。

最後に、医療の個人情報、患者のためなら医療機関同士が本人又は家族の同意を得てデータを共有すればよく、政府が介入して吸い上げ、マイナンバーで大掛かりな連結をすることは不要だし、漏えいや偽造の危険性が高いと言わねばなりません。厚生労働省も、マイナンバーとの連結はデメリットもあると慎重です。連結は三年後のその先も行うべきではないと考えます。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

○委員長(松あきら君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

地方公共団体情報システム機構法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松あきら君) 挙手多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、加賀谷健君から発言を求められておりますので、これを許します。加賀谷健君。

○加賀谷健君 私は、ただいま可決されました地方公共団体情報システム機構法案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党の各派並びに各派に所属しない議員森田高君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方公共団体情報システム機構法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、社会保障・税番号制度の安定的な運用に資するため、地方公共団体情報システム機構において、その運営する住民基本台帳ネット

ワークシステムに関し、専用回線の利用やファイアウォールによる通信制御等、外部からの不正侵入や情報漏洩等を防止するための万全のセキュリティ対策を引き続き講ずるとともに、情報通信技術の進展等を踏まえながら、本人確認情報を保護するために必要な高いセキュリティレベルを確保すること。

二、代表者会議及び経営審議委員会の委員の選任に当たっては、情報システムの開発・運用やセキュリティ対策等の業務を担う地方公共団体情報システム機構の適切な運営を図るため、可能な限り情報システムに関する高度な専門的知識を有する者を選任するよう配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松あきら君) ただいま加賀谷健君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松あきら君) 挙手多数と認めます。よって、加賀谷健君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、新藤総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。新藤総務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(松あきら君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十七分散会

平成二十五年六月三日印刷

平成二十五年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F